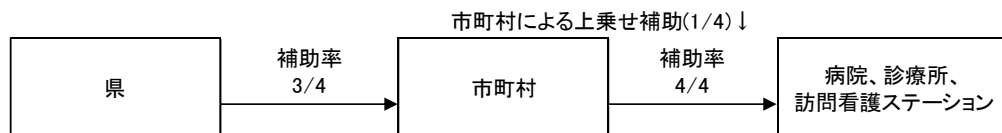


令和5年度適用の島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業の概要について

<事業概要>

市町村が行う在宅医療の推進に関する以下①～②の事業に対して、県がその経費の一部（3/4）を補助し、地域包括ケアシステムの構築を図る。



①訪問診療支援事業

条件不利地域（訪問先までの移動に要する時間がおおむね片道30分以上の地域）における訪問診療に取り組む病院・診療所を支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図る。

【R4年度以降】条件不利地域への訪問診療回数×4,000円

※往診の取扱い：

在宅医療を計画的に実施している体制を評価するため、交付額算定に当たっては、訪問診療に加えて、当該患者に対する往診の回数も対象とすることができる。

②訪問看護ステーション支援事業

条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションを支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図る。（但し、医療保険における特別地域訪問看護加算を算定した訪問は対象外とする）

【R4年度以降】条件不利地域への訪問看護回数×1,500円